

(第1面)

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和6年 6月 26日</p> <p>京都市長 宛</p> <p style="text-align: center;">提出者</p> <p style="text-align: right;">住所 京都市左京区吉田本町36番地1</p> <p style="text-align: right;">氏名 国立大学法人 京都大学 学長 湊 長博 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 075-753-2362</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	京都大学 吉田事業場 及び 桂事業場
事業場の所在地	京都市左京区吉田本町36番地1 (吉田事業場) 京都市西京区京都大学桂 (桂事業場)
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	8161 大学
② 事業の規模	建物延べ面積 886,790 m <sup>2</sup>
③ 従業員数	12,114人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙処理工程のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) ・実験系薬品の適切な保管・使用を推進 ・学生に向けた実験廃液処理及び排出抑制に関する学内啓発活動の実施	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) ・実験系薬品の適切な保管・使用を推進 ・学生に向けた実験廃液処理及び排出抑制に関する学内啓発活動の実施	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・消防法、廃棄物処理法等各法令を遵守するよう分別。 ・大学指定のポリ容器に貯留し、各研究室で保管。 ・不用薬品については、分類（成分）を徹底して各研究室において適正に保管。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・消防法、廃棄物処理法等各法令を遵守するよう分別指導。 ・大学指定のポリ容器に貯留し、各研究室で保管。 ・不用薬品については、分類（成分）を徹底して各研究室において適正に保管。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
・学内共同利用施設として、無機廃液処理装置が設置されている。排出される無機廃液について、処理を行っている。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		
・継続して、無機廃液の分別徹底を行い、無機廃液の廃棄物処理量の削減を図る。 ・無機廃液処理装置による学内処理は令和6年度を目途に終了予定。以後は外部委託処理とする予定。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
(これまでに実施した取組) ・廃棄物を適正に処理できる許可業者を確実に選定し、委託する。 ・所定の産廃処理委託契約を締結し、マニフェストの運用・管理を適正に行う。 ・外部委託処理実施部局における特別管理産業廃棄物管理責任者の設置。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	別紙集計用シートのとおり	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者及び認定熱回収業者への委託を促進する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
(今後実施する予定の取組等) ・引き続き電子マニフェストを用いた処理を実施する。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

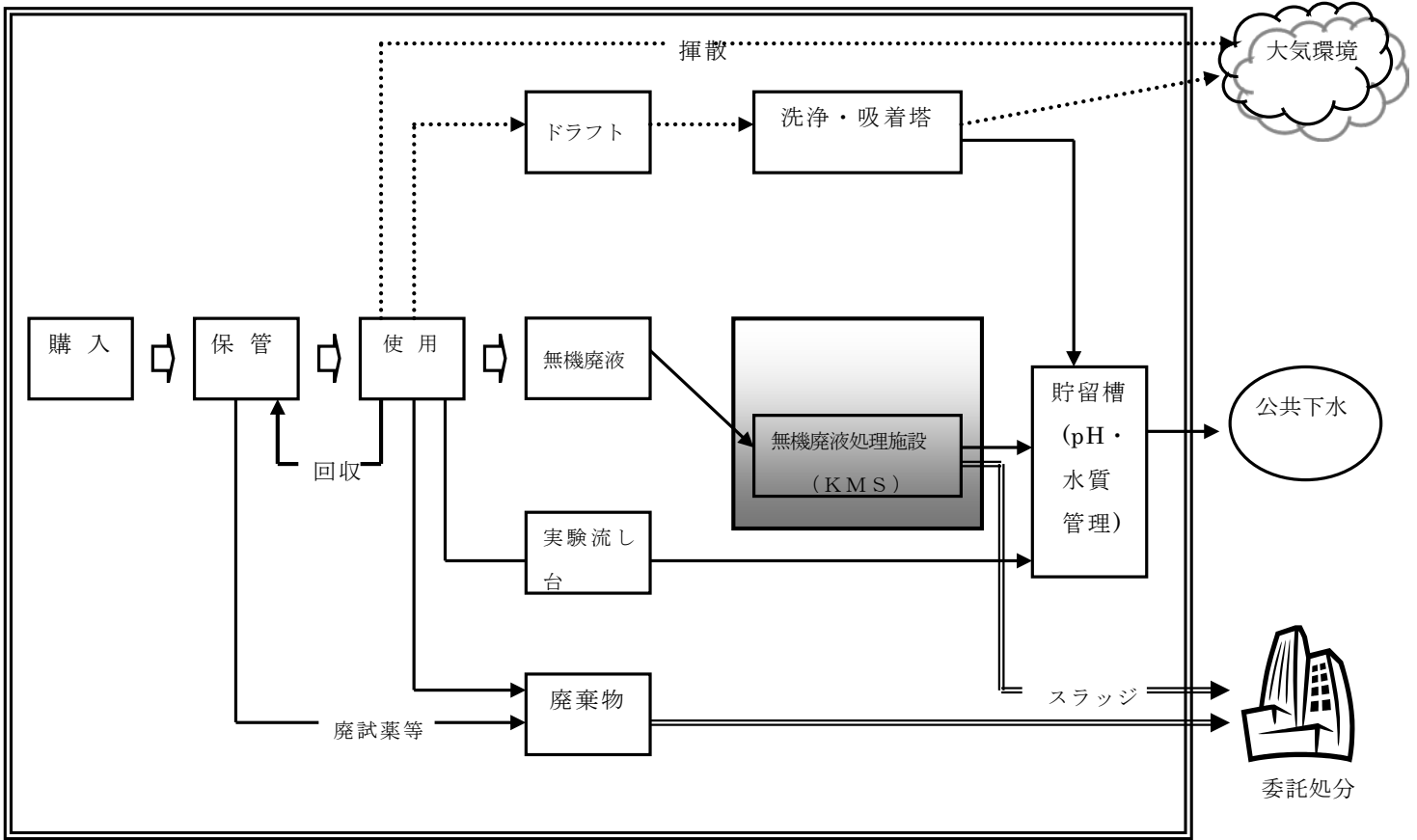
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 理 計 画 書 の [ 集 計 用 シ ー ト ]

・下表にない種類の特別管理産業廃棄物については、「特別管理産業廃棄物の種類」欄に、品目名を記載してください。  
 ・行が不足すれば、適宜追加してください。

特別管理産業廃棄物の種類	① 排出量(t)		② 自ら直接再生利用した量(t)		③ 自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)		④ 自ら中間処理した量(t)		⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)		⑥ 自ら中間処理した後の残さ量(t)		⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)		⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)		⑨ 自ら中間処理した後埋立処分又は海洋投入処分した量(t)		⑩ 中間処理及び最終処分を委託した後の処理委託量(t)		⑪ = ① - ② - ③ - ④ + ⑤ + ⑥ - ⑦ - ⑧ = ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬										⑭ + ⑮ 自ら再生利用を行った量(t)	⑯ + ⑰ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)				
	委託先による区分																																			
	⑱ 再生利用者への処理委託量(t)		⑲ 熱回収認定業者への処理委託量(t)		⑳ 熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)		㉑ その他の中間処理委託量(t)		㉒ 埋立処分委託量(t)		㉓ 優良認定処理業者への処理委託量(t)		⑳ + ㉑ 再生利用を行った量(t)		㉒ + ㉓ 埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)																					
前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標			
法で定められている種類(シュレッダーダストなど、一括不可分のものについては、空欄行に記載してください。)	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量		①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量		①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量		④の量のうち熱回収を行った量		自ら中間処理を行った後の量		④の量から⑦の量を差し引いた量		⑧の量のうち、自ら利用し又は他人に売却した量		⑨の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量		中間処理及び最終処分を委託した量		⑱の量のうち、処理業者への再生利用委託量(㉒、㉓除く)		⑲の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への売却処理委託量		⑳の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への売却処理委託量		㉑の量のうち、委託して最終等の中間処理した量(㉒、㉓を除く)		㉒の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量		㉓の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量		⑳の量と㉑の量を合計したものと(自動計算)		㉒の量と㉓の量を合計したものと(自動計算)		
廃油(引火性)	46.672	45.272										0.000	0.000					46.672	45.272	4.150	4.026	42.483	41.209			0.039	0.037			46.672		0.000	0.000	0.000	0.000	
廃酸(特管)	0.183	0.178										0.000	0.000					0.183	0.178							0.183	0.178			0.183	0.178	0.000	0.000	0.000	0.000	
廃アルカリ(特管)	0.059	0.057										0.000	0.000					0.059	0.057							0.059	0.057			0.059	0.057	0.000	0.000	0.000	0.000	
感染性廃棄物	5.585	5.417										0.000	0.000					5.585	5.417							5.585	5.417			5.585	5.417	0.000	0.000	0.000	0.000	
廃PCB等	0.000	0.000										0.000	0.000																	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
廃石綿等	0.180	0.175										0.000	0.000													0.000	0.000	0.180	0.175	0.180	0.175	0.000	0.000	0.000	0.000	
廃油(特定有害)	17.904	17.367										0.000	0.000					17.904	17.367	1.080	1.048	16.674	16.174			0.150	0.145			17.904	17.367	0.000	0.000	0.000	0.000	
汚泥(特定有害)	0.298	0.289				0.000	0.000			0.895	0.895	-0.895	-0.895					1.193	1.184			0.235	0.228			0.958	0.956			1.193	1.184	0.000	0.000	0.000	0.000	
廃酸(特定有害)	11.770	11.417				1.608	1.608			0.000	0.000	1.608	1.608					10.162	9.809			10.150	9.798			0.012	0.011			10.162	9.809	0.000	0.000	0.000	0.000	
廃アルカリ(特定有害)	0.805	0.781				0.241	0.241			0.000	0.000	0.241	0.241					0.564	0.540	0.560	0.536					0.004	0.004			0.564	0.540	0.000	0.000	0.000	0.000	
廃水銀等	0.006	0.006										0.000	0.000					0.006	0.006							0.006	0.006			0.006	0.006	0.000	0.000	0.000	0.000	
合計	83.462	80.959	0.000	0.000	0.000	0.000	1.849	1.849	0.000	0.000	0.895	0.895	0.954	0.954	0.000	0.000	0.000	0.000	82.508	80.005	5.790	5.610	69.542	67.409	0.000	0.000	6.996	6.811	0.180	0.175	82.508	34.733	0.000	0.000	0.000	0.000

(注1)トン未満は原則として四捨五入、ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

# 処理工程



# 管理体制図

